

項目	民主党・求職者支援法案	政府の職業訓練期間中の生活保障給付制度（貸付）
(1)法の有無と目的	有。現下の厳しい雇用失業情勢の下、社員のリストラがはじまり、また、製造業派遣の契約期間が一斉に切れはじめる「2009年問題」が近づいていることから、職を失う労働者が新たな産業で雇用されるよう再就職支援が鍵となる。能力開発訓練中の生活を安定させるため、雇用保険と生活保護制度との中間に位置する新たなセーフティネットを創設する。	無。省令、告示で対応。一次補正及び二次補正予算対応。職業能力形成機会に恵まれない者が安心して訓練を受けられるよう、ジョブカード制度の委託型訓練受講者、派遣労働者等の雇止め・解雇等による離職者、「橋渡し訓練」受講者に対する生活保障を実施する。補正予算で「技能者育成資金制度」（貸付制度）を拡充。
(2)対象者	雇用保険の受給を終えてもなお再就職が困難な長期失業者や、自身の破産、再生手続き開始や取引先の破産、再生手続き開始などの理由で廃業に追い込まれた自営業者など。正社員でリストラにあった人や2009年問題に伴い労働契約が更新されなかった元・派遣労働者などに対応。	所得(世帯収入)が200万円以下の以下にあてはまる人。 (1) ジョブカード制度における日本版デュアルシステム訓練又は企業実習先訓練システムを受講する人。 (2) 事業主都合により離職した派遣労働者等で公共職業訓練を受講する人。 (3) 「橋渡し訓練」受講者(非正規労働者等対応)
(3)支援内容	① 雇用保険の受給を終えた失業者等に対して、就職及び新たな事業を開始するために必要な能力開発訓練を受けている間、最高月10万円程度(扶養家族がある場合は12万円程度)の手当を支給する。 ② 医療保険料が前年度収入を基準に算定され、失業者にとって経済的負担が大きいため、被用者保険に加入して解雇等により離職した失業者が、退職後、任意継続被保険者については2年間、国民健康保険の被保険者については1年間、 <u>在職中の保険料(税)の水準を維持</u> することとし、保険者の減収については一般会計から補助する。	○ (1)の場合、貸付月額46,200円(アルバイトOK)か10万円(扶養親族がある場合12万円)。(2)(3)は10万円(同12万円)。利子年率3%。 ○ 以下の要件を満たせば返還金の一部または全部免除 ・ 所得(世帯収入)が200万円以下の主たる生計者 ・ 訓練修了者(出席率8割以上) ・ 訓練について一定以上の評価得た者 ・ 訓練中アルバイト等せず訓練に専念した者 ・ 一定の要件の就職又は就職活動した者(就職すれば全額免除、就職活動をしていれば一部免除) ○ 医療保険料の減免等について制度はなし
(4)実施主体	ハローワーク (3)の②はハローワークで解雇等により離職した旨認定を受けるか、労働者がその証明をもって保険者に申請)	(独)雇用・能力開発機構
(5)(3)の①の手当の受給要件	ハローワークにおいて求職登録をし、カウンセラーによる相談や助言、情報提供を受け、「個別就業支援計画」のもとで職業指導及び能力開発訓練を受け、かつ就職に結びつける意欲が見込まれる人で、以下のいずれかにあてはまる人。 <u>訓練日に手当を支給し、一時的な所得や資産状況は勘案しない。</u> 受給開始後は、一月に1回、ハローワークに出向くなどして失業と訓練について認定を受ける。 ①雇用保険法による求職者給付を受給していた者で、その受給が終了した人 ②自身の破産、再生手続き開始や取引先の破産、再生手続き開始やこれらに準ずる理由で、その営む事業を廃止した小規模企業者 ③このほか①②に準ずる者	○ 申請者の属する世帯の年収が200万円以下であること(就学者のいる世帯等には特別控除あり)→2月23日付、離職後の収入見込みにより判断すると発表 ○ 10万円(扶養親族がある場合12万円)の貸付の場合、訓練受講期間中にアルバイト等をしないこと→2月23日付、年収200万円までアルバイトを認めると発表 ○ 雇用保険の求職者給付及び訓練手当の支給を受けていないこと ○ 連帯保証人1名(地方税法に基づく住民税を納付している親族等)
(6)給付額等	日額5,000円(扶養家族がある場合は日額6,000円)。訓練日に支給。受給資格の認定後3年間のうち支給日数は2年が限度。	訓練期間中に貸付(上限6ヵ月)。(2)の介護福祉士養成コースは2年=3760人分)。 貸付月額は(1)が46,200円か10万円(扶養親族がいる場合12万円)。(2)と(3)は10万円(同12万円)。
(7)訓練内容	農林水産業・介護・医療分野を含め、比較的長期の能力開発訓練を想定。	日本版デュアルシステム訓練等、公共職業訓練。デュアルシステムは標準4ヵ月(上限6ヵ月)。IT関係、経理事務、営業・販売、医療事務、介護福祉等
(8)必要財源	○ 能力開発手当は一般会計から、能力開発訓練および交通費(日額1,000円相当)は二事業から拠出する。 ○ 能力開発訓練に係る必要経費=年間約4424億円(約21万人対象)。 ○ 医療保険料の軽減策に係る必要経費=年間600億円(約98万人対象)。	二事業から拠出する。平成21年度予算案で3200人対象。予算額13億円
(9)その他	・ (5)③で想定されるのは、例えば、本来「労働者」として、雇用保険に入るべきでありながら、「一年以上の雇用の見込みがない」という理由で雇用保険に入ることができなかった元派遣労働者等非正規労働者のうち、再就職が困難で、能力開発訓練を受けかつ就職に結びつける意欲が見込まれる人などである。 ・ したがって、雇用保険の受給対象からそもそも外れているフリーター、母子家庭の母、日雇い派遣等不安定労働者なども上記の要件に合致すれば、本法案の対象となるが、当面の生活基盤整備は「住まいと仕事の確保法案」で対応することとなる。 ・ 特に外国人労働者に対しては、日本語学校において日本語教育を含めた能力開発訓練を実施し、本法案のスキームに盛り込む。	・ 平成20年12月現在、相談件数120、申請書送付数14、申請件数3、貸付決定件数0。 ・ 2月2日現在、相談件数217、申請書送付数34、申請件数6、貸付決定件数3。 ・ 2月24日現在、相談件数361、貸付決定件数8。